第八十五条第一項	
農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二第四項（同法第九十二条第九項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第五十四条の二第一項及び第三項（同法第九十二条第九項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条の二第一項及び第三項（同法第九十二条第九項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫の経営管理委員を含む。）	4　裁判所は、前項の許可と同時に、弁済の限度額及び弁済をする期間（同項の期間の末日は、当該期間の第一日より前の日であつてはならないものとする。）を定めなければならない。 5　裁判所は、前項の規定により、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。
会社法第八百二十八条及び第八百三十一条の規定による取締役及び執行役	

第八十七条第一項	第八十九条第一項	第九十一条第一項	第九十四条第二項	第九十四条第三項	
主たる事務所	理事、監事（被管理農水産業協同組合法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合（会計監査人設置組合以外の組合をいう。）又は農林中央金庫である場合にあつては、監事並びに会計監査人及びその職務を行うべき社員）及び参事	理事若しくは監事（被管理農水産業協同組合又は会計監査人設置組合が農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人。第九十四条において同じ。）	農業協同組合法第三十四条第七項から第九項まで、同法第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百二十八条、水産業協同組合法第三十八条及び第三十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百条第二項（同法第百二十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十一条第一項	理事又は監事	
本店	取締役、会計参与（監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与及び会計監査人）並びに支配人	取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人（監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人	会社法第三百三十九条第一項及び第四百三条第一項	取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与若しくは会計監査人、指名委員会等設置会社である場合にあつては執行役、会計参与又は会計監査人。次項において同じ。）	理事又は監事
				農業協同組合法第三十四条第四項、同法第三十七条の二第六項及び第十項、同法第百二十一条第一項及び第二十四条の二第一項、農林中央金庫法第二十一条第二項及び第三十四条第一項	
			会社法第三百二十九条第二百二条第二項	取締役、会計参与、監査役又は会計監査人	